北調灯購第５号　北栄・北陵調理場白灯油購入（単価契約）仕様書

**１．購入物品**

　　白灯油（ＪＩＳ　Ｋ　２２０３　１号）

**２．物品の仕様**

　　品質確保法でさだめられている灯油規格を満たすこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 基　準 |
| 引火点（℃） | 40以上 |
| 蒸留性状95％留出温度（℃） | 270以下 |
| 硫黄分（質量％） | 0.008以下 |
| 煙点（㎜） | 23以上（11月～4月は21以上） |
| 銅版腐食（50℃、3時間） | 1以上 |
| 色（セーボルト） | +25以上 |

**３．購入予定数量**

1回あたり２，０００㍑。契約期間中３回以上の給油を予定している。ただし白灯油の消費量の変動により、予定数量を下回る場合もある。また、上記の給油に加え、２，０００㍑に満たない量を給油する場合もある。

**４．納入場所**

多治見市旭ケ丘１０丁目６番地８２　北栄小学校地内

**５．納入方法**

２トン車タンクローリー等により北栄小・北陵中隣接校対応調理場まで運搬し、灯油地下タンク（最大容量３，０００㍑）へ注油すること。タンクローリー等灯油運搬車両については、周辺交通を阻害しない程度の大きさとすること。

**６．納入日**

令和７年12月１日から令和８年１月31日までの間で市が指定する日とする。

**７．入札の方法**

購入数量を６，０００㍑とした場合の１㍑当たりの消費税抜き単価を入札書に記入すること。入札額の最も安価であった業者と入札金額に消費税を加算した額（単価に１円未満の端数が生じる場合は小数点第３位を切り捨てた額とする。）で契約を締結するものとする。

**８．緊急時の対応**

①　給油中の灯油流出事故に対しては、北栄調理場灯油地下タンク緊急事態対応手順書に従い対応すること。

②　タンクローリー等灯油運搬車両には、給油中の灯油流出事故を想定し、オイルスポンジ等の油漏れ対策用油吸着剤を搭載すること。

③　緊急時の連絡体制を確立し、納入に先立ち緊急時連絡簿を提出すること。

④　灯油タンクの破損等緊急事態の発生により灯油を抜き取る必要が生じたときは、次回の給油までの期間抜き取り車両を配車する等迅速に対応すること。

**９．妨害又は不当要求に対する通報義務**

①　受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

②　受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

**１０．その他**

　　①　提出書類

　　・納入物品が品質確保法で定められた規格を満たしていることを示す試験成績表

　　②　給油中の灯油流出事故を想定した緊急時対応訓練を多治見市が実施する場合は、訓練に参加協力すること。

③　給油に際しては、別添の業務指示書を遵守すること。また、給油担当者にこの業務指示書を携帯させること。

④ 白灯油の運搬に際しては、アイドリングストップ等を実施し、自動車排気ガスの削減に努めること。

問い合わせ先

　　◎契約に関すること

　　　食育推進課　　　　　　　　　　　担当者　　　　真鍋

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　（０５７２）２９　１６６２

　　◎搬入・請求に関すること

　　　北栄小・北陵中隣接校対応調理場　事務担当　　　藤原

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　（０５７２）２７　８４００